

応援します いきいきライフ

免除・納付猶予制度について

ご存じですか？免除・納付猶予制度

令和8年度の国民年金保険料は **月額17,920円** です。
 ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・
 猶予される制度があります。(免除または猶予が承認されると、
 付加年金、国民年金基金およびiDeCo(イデコ)はご利用できま
 せん。)
 保険料を未納のままにしておくと、将来、年金が受けられなく
 なることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が以下の計算式で計算した金額以下である場合、
 申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部免除(一部納付)となります。

所得額	⇒	免除/納付区分	保険料(月額)
所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	⇒	全額免除	0円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 88万円	⇒	4分の3免除 / 4分の1納付	4,480円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 128万円	⇒	半額免除 / 半額納付	8,960円
所得額 - 扶養親族等控除額 - 社会保険料控除額等 ≤ 168万円	⇒	4分の1免除 / 4分の3納付	13,440円

※免除が認められても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 納付猶予制度…50歳未満の人が対象です。

50歳未満の人で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下の場合、
 申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

所得額 ≤ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円 ⇒ **納付猶予**

～将来の年金への影響は？～

免除区分など	受給資格期間(※)	年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間(追納期間)
全額免除	含める	全額免除月数 × $\frac{4}{8}$	10年以内 ※追納は申出が必要です。 なお、3年度目以降に保険料を 追納する場合、当時の保険料に 経過期間に応じた加算額が上乗 せされます。
$\frac{3}{4}$ 免除		$\frac{1}{4}$ 納付月数 × $\frac{5}{8}$	
半額免除		半額納付月数 × $\frac{6}{8}$	
$\frac{1}{4}$ 免除		$\frac{3}{4}$ 納付月数 × $\frac{7}{8}$	
納付猶予		含めない	
学生納付特例			
未納	含めない ※未納期間が多いと受給できなく なる場合があります。	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則「10年以上」の期間が必要です。

- ◆令和8年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所本庁 保険年金課および各行政センター市民サービス課で受け付けます。
 - ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。
 - ◆マイナポータルからも免除・猶予の電子申請ができます。まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。
 - ◆郵送で申請することもできます。申請書を日本年金機構のホームページからダウンロードして送付してください。
 - ◆10月からは、国民年金保険料の育児免除制度が始まります。
- 送付先/〒693-0021 出雲市塩冶町1516-2 日本年金機構 出雲年金事務所

国民年金に
関する電子申請

免除制度・
納付猶予制度



手続窓口・おたずね / 日本年金機構 出雲年金事務所 (TEL 24-0045 音声案内②→②)
 市役所本庁 保険年金課 (TEL 21-6982)、各行政センター市民サービス課

令和8年10月から収集・処理手数料を改定します

各家庭や事務所等の「くみ取り式」及び「個人設置型浄化槽」のトイレから排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集と処理にかかる手数料について改定します。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

手数料改定の必要性

収集手数料については、平成12年4月の改定以降26年が経過し、昨今の燃料費や人件費の高騰、特殊車両の整備費増など、経費増加の状況にあります。また、処理手数料については、平成28年4月の改定以降10年が経過し、処理にかかる経費も増加している状況にあります。

このような状況を踏まえ、出雲市環境審議会への諮問・答申を経て、本市の収集運搬体制の確保と、し尿等処理施設の適切な維持管理を図るため、手数料改定するものです。

手数料改定の概要

使用されている方の急激な負担増とならないように2か年で、段階的に改定します。

【現行(令和8年9月30日まで):18リットル(1斗)当り(税込)】

地域	収集手数料	処理手数料	計
出雲・湖陵・大社地域	171.6円	19.8円	191.4円
平田地域	184.8円	19.8円	204.6円
佐田地域	207.9円	19.8円	227.7円
多伎地域	174.9円	19.8円	194.7円
斐川地域	181.5円	19.8円	201.3円

※割増手数料の該当世帯があります。詳しくは収集運搬業者にお問い合わせください。

【改定手数料:18リットル(1斗)当り(税込)】

改定日	地域	収集手数料	処理手数料	計
令和8年10月1日～	全地域	225.5円	24.2円	249.7円
令和9年10月1日～	全地域	257.4円	28.6円	286.0円

※割増手数料は廃止します。最低手数料は、1回のくみ取りが90リットルに満たないときは、90リットルとして計算した額とします。
※清掃費、点検費等は手数料に含まれておりません。

おたずね/環境施設課 TEL 21-6990

令和8年7月から パスポートの「発給手数料」が変わります!

7月1日以降の申請分から発給手数料が大幅に減額になります。
18歳以上の場合は5年が廃止になり、10年に一本化されます。

島根県
HP ▶



年齢	旅券種別	現行手数料	改定後手数料	備考
18歳以上	10年	窓口申請 16,300円	窓口申請 9,300円	7,000円減額
		電子申請 15,900円	電子申請 8,900円	
18歳未満 (12歳以上)	5年	窓口申請 11,300円	窓口申請 4,800円	6,500円減額
		電子申請 10,900円	電子申請 4,400円	
(12歳未満)	5年	窓口申請 6,300円	電子申請 4,400円	1,500円減額
		電子申請 5,900円		

※7月以降の申請は大幅な増加が見込まれるため、交付まで通常約2週間のところ1か月ほどかかることがあります。
渡航予定のある方は十分な時間的余裕をもって申請してください。

おたずね/市民課 TEL 21-2315